○経済産業省告示第百四十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

令和七年九月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

番号	業種	指定期間
一	工芸農作物農業（製造加工設備を有する茶作農業であって、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。）	令和七年十月一日から令和七年十二月三十一日まで
二	養鶏業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る。）	
三	畜産サービス業（獣医業を除く。）（製造加工設備を有する蚕種製造請負業、てい鉄修理業、人工ふ卵設備を有し鶏卵の人工ふ化を行うふ卵業、家畜貸付業に限る。）	
四	素材生産業	
五	素材生産サービス業	
六	石炭鉱業（石炭選別業を含む。）	
七	花こう岩・同類似岩石採石業	
八	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
九	安山岩・同類似岩石採石業	
十	大理石採石業	
十一	凝灰岩採石業	
十二	砂岩採石業	
十三	粘板岩採石業	
十四	砂・砂利・玉石採取業	
十五	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業	
十六	耐火粘土鉱業	
十七	ろう石鉱業	
十八	ドロマイト鉱業	
十九	長石鉱業	
二十	けい石鉱業	
二十一	天然けい砂鉱業	
二十二	石灰石鉱業	
二十三	酸性白土鉱業	
二十四	ベントナイト鉱業	
二十五	けいそう土鉱業	
二十六	滑石鉱業	
二十七	土木工事業（造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く。）	
二十八	造園工事業	
二十九	建築リフォーム工事業	
三十	大工工事業（型枠大工工事業を除く。）	
三十一	とび工事業	
三十二	タイル工事業	
三十三	コンクリートブロック工事業	
三十四	床工事業	
三十五	内装工事業	
三十六	金属製建具工事業	
三十七	木製建具工事業	
三十八	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く。）	
三十九	解体・はつり工事業	
四十	電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く。）	
四十一	有線テレビジョン放送設備設置工事業	
四十二	信号装置工事業	
四十三	一般管工事業	
四十四	給排水・衛生設備工事業	
四十五	その他の管工事業	